

省令

国土交通省令第一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十七条の第三項に基づき、及び同法を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月四日

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の十七第一項第一号中「第六十三条の二第五項」を「第六十三条の四」に改める。

第六十三条の二第一項中「軽自動車届出書」を「届出書」に、「第六十三条の六第二項」を「第六十三条の六第三項」に改め、同条第二項中「軽自動車届出書」を「届出書」に改め、同条第四項中「軽自動車届出書、軽自動車届出済証、臨時運転番号標及び臨時運転番号標貸与証の様式は、それぞれ第十四号様式、第十五号様式、第十六号様式、第十七号様式及び第十七号様式の二」を「及び臨時運転番号標の様式は、それぞれ第十四号様式及び第十五号様式」に改め、同条第五項を削り、第六項を第五項とする。

第六十三条の五を削る。

第六十三条の四第二項中「第十七号様式の三による」及び「この場合において、第六十三条の六第二項の軽自動車届出済証返納証明書の交付を受けている場合にあつては、当該軽自動車届出済証返納証明書を出しななければならない」を削り、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第三十八条第四項から第六項までの規定は、検査対象外軽自動車について準用する。この場合において、これらの規定中「自動車検査証」とあるのは「軽自動車届出済証」と、第三十八条第四項中「第三十六条の十七」とあるのは「第六十三条の四」と、同条第五項中「法第七十六条」とあるのは「法第九十七条の第三項」と読み替えるものとする。

第六十三条の四を第六十三条の五とし、第六十三条の三の次に次の一項を加える。

（検査対象外軽自動車の車両番号）

第六十三条の四 検査対象外軽自動車の車両番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。

一 検査対象外軽自動車の用途による分類番号を表示するアラビア数字

二 検査対象外軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部又は運輸支局を表示する文字

三 自家用又は事業用の別等を表示する平仮名又はローマ字

四 四桁以下のアラビア数字

2 第三十六条の十七第二項の規定は前項第二号の運輸監理部又は運輸支局を表示する文字について、同条第三項の規定は運輸監理部又は運輸支局の管轄区域が変更された場合において当該変更前に法の規定により指定を受けた検査対象外軽自動車の車両番号について準用する。

第六十三条の六第一項中第二号を削り、同項中第三号を第二号とし、同条第二項中「前項」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号の規定により軽自動車届出済証の返納をしようとする者は、申請書を出しななければならない。

第六十三条の七第二項中「第十号様式による」を削る。

第六十三条の九第三項中「第六十三条の六第三項」を「第六十三条の六第四項」に改め、同条の次に次の四項を加える。

（検査対象外軽自動車の使用に関する届出書等の様式）

第六十三条の十 検査対象外軽自動車の使用に関する次の表の上欄に掲げる届出書及び申請書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一 検査対象外軽自動車の使用の届出書（次号及び第五号に掲げる場合を除く。）

軽二輪第一号様式及び軽二輪第二号様式

二 検査対象外軽自動車の使用の届出書（第六十三条の六第三項の規定による軽自動車返納証明書の交付を受けた検査対象外軽自動車であつて、軽二輪第二号様式の諸元欄に掲げる事項（以下「この条において「諸元欄事項」という。）に変更のないものについて届出を行う場合に限る。）

軽二輪第一号様式

三 軽自動車届出済証の記入の申請書（第四号及び第六号に掲げる場合を除く。）

軽二輪第二号様式

四 軽自動車届出済証の記入の申請書（諸元欄事項に変更がある場合に限る。）

軽二輪第三号様式

五 検査対象外軽自動車の使用の届出書（試運転又は回送その他特別の事由がある場合に限る。）

軽二輪第四号様式

六 軽自動車届出済証の記入の申請書（検査対象外軽自動車の車両番号のみに変更がある場合に限る。）

軽二輪第五号様式

七 軽自動車届出済証の再交付の申請書

軽二輪第五号様式

八 軽自動車届出済証の返納の申請書

軽二輪第五号様式

九 軽自動車届出済証返納証明書の交付の申請書

2 軽二輪第一号様式の届出書及び申請書に記載すべき事項で氏名又は名称に係るものが当該届出書又は申請書だけでは記載することができないときは、その記載することができない部分は、軽二輪第六号様式の追加用紙に記載するものとする。

3 前二項に規定する届出書及び申請書（軽二輪第三号様式を除く。）に記載すべき事項で当該届出書又は申請書だけでは記載することができないときは、その記載することができない部分は、軽二輪第七号様式の追加用紙に記載するものとする。

（軽自動車届出済証等の様式）

第六十三条の十一 検査対象外軽自動車の使用に関する次の表の上欄に掲げる書面の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一 軽自動車届出済証

軽二輪第八号様式

二 臨時運転番号標貸与証

軽二輪第九号様式

三 軽自動車届出済証返納証明書

軽二輪第十号様式

(届出書等の紙質等)

第六十三条の十二 OCR に用いる届出書及び申請書(次項において「届出書等」という。)は、その紙質、印刷等について国土交通大臣の定める基準に適合するものでなければならない。

2 届出書等は、折損し、又は汚損したものであつてはならない。
(公印の省略)

第六十三条の十三 法第六条第一項の電子情報処理組織によつて印字する軽自動車届出済証及び軽自動車届出済証返納証明書については、運輸監理部長又は運輸支局長の公印は、押印しないものとする。
第十号様式を次のように改める。
第十号様式(臨時検査合格標章再交付申請書)(第四十一条関係)

臨時検査合格標章 再交付申請書
殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称
住 所

申請代理人の氏名
住 所

車 両 番 号	
再交付を受ける理由	
備 考	

長 辺 (日本工業規格A列5番)

- 注
- (1) 不要の文字を抹消すること。
 - (2) 当該自動車は運転者室及び前面ガラスを有するかどうかの別を備考欄に記載すること。
 - (3) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十四号様式等を(中)「図示の例により、上段に自動車の用途等の区分による分類番号、運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字及び平仮名又はローマ字の活字体大文字を、下段に四けた以下の数字をもつて表示すること」と「図示の例により表示すること」及び「四けた」や「四桁」及び「三けた」や「三桁」及び「二けた」や「二桁」及び「一けた」や「一桁」の文字を、下段の備考欄に記入し、備考欄の備考欄に記入すること。

第十五号様式及び第十六号様式を削り、第十七号様式を第十五号様式とする。

第十七号様式の二及び第十七号様式の三を削り、第十八号様式を第十六号様式と、第十八号様式の二を第十七号様式と、第十八号様式の三を第十八号様式とする。

第二十二号様式の次に次の十号様式を加える。

軽二輪第二号様式 (軽自動車届出済証記入申請書) (第六十三条の十四関係)

軽自動車届出済証記入申請書

軽二輪第2号様式

①業務種別 8 軽自動車

②補助シート 有 無

③シート傾位 有 無

④処理 1 新規 2 変更 1 届出済証不発 2 届出済証不効

⑤例外 1 常時 2 臨時

⑥常時解除 1 常時解除 2 常時解除

⑦運転免許 1 普通免許 2 普通免許

⑦車両番号

⑧運台番号変更 1 普通免許 2 普通免許

⑨車体の形状コード

⑩車名コード

⑪乗車定員

⑫最大積載量

⑬原動機の型式

⑭総排気量又は定格出力

⑮長さ cm

⑯幅 cm

⑰高さ cm

⑱型式

⑲重量

⑳シリアル番号

㉑製造年

申請者(使用者) 氏名又は名称

住所

印

(持参人) 氏名

電話番号

変更の事由とその日付

平成 年 月 日

備考 申請者(使用者)は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

運輸支局長 殿
運輸監理部長 殿
平成 年 月 日

軽自動車届出書
 運輸監理部長又は運輸支局長 殿
 届出者の氏名又は名称
 年 月 日
 住所

※臨時運転番号標番号	
臨時運転番号標の貸与を受けようとする者の氏名又は名称及び住所	
車名	
運行の目的	
返還期日	年 月 日
備考	

短 辺 (日本工業規格A列5番)

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないこと。
 (2) 二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。)以外の軽自動車にあつては、乗車定員及び最大積載量を備考欄に記入すること。
 (3) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

番 号

軽 自 動 車 届 出 済 証

年 月 日

運輸監理部長又は運輸支局長

車 両 番 号

車 台 番 号

備 考

--	--

長 辺

臨時運転番号標貸与証	
年 月 日	
運輸監理部長又は運輸支局長 ㊟	
臨時運転番号標番号	
臨時運転番号標の貸与を受けた者及び住所又は名称	
車 名	
運 行 の 目 的	
返 還 期 日	年 月 日
備 考	

短 辺

(日本工業規格A列5番)

番 号

軽自動車届出済証返納証明書

車 前 番 号

車 台 番 号

備 考

--	--

運輸課長又は運輸支局長

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の道路運送車両法施行規則（以下「旧規則」という。）第十六号様式による軽自動車届出済証及び第十七号様式の二による臨時運転番号標貸与証は、それぞれこの省令による改正後の道路運送車両法施行規則（以下「新規則」という。）軽自動車届出済証及び軽二輪第九号様式による臨時運転番号標貸与証とみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧規則第六十三条の六第二項の規定により軽自動車届出済証返納した者に交付された軽自動車届出済証返納証明書は、新規則軽二輪第十号様式による軽自動車届出済証返納証明書とみなす。